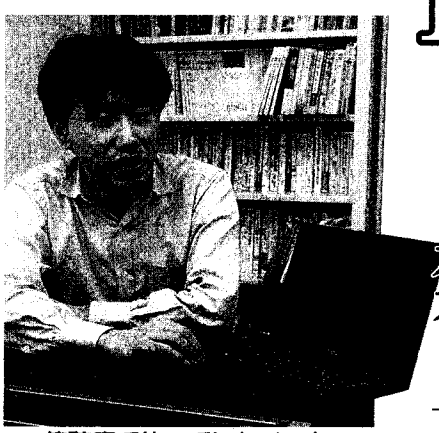

傍聴席でPC禁止なぜ

法廷メモ ペンと紙のみ

法廷の傍聴席でメモをとるのにノートパソコンを使ってはいけないのか。そんな疑問が今、訴訟になっている。訴えたのは、愛知県弁護士会所属の金岡繁裕弁護士（三八）。パソコンでメモする人が珍しくない時代に、紙とペンしか認められないとは、一体どんな理屈なのか。（橋本誠）

傍聴席で使っていたノートパソコンを前に、禁止された経緯などを話す金岡繁裕弁護士＝名古屋市中区で

金岡氏がパソコンの使用を禁じられたのは昨年三月七日、名古屋地裁で開かれた強盗致傷事件の裁判員裁判。車いすで訪れた被害者の成年後見人だったので法廷を訪れた。最後列の特別傍聴席に座り、法廷のやりとりをパソコンで打ち込んでいた。傍聴席には他に被害者の付添人ら二人しかいなかった。

金岡氏によると、休廷中、書記官からいきなり「傍聴席でのパソコン使用はできないことになっている」「メモは紙とペンでお願いしたい」と告げられた。公判再開後にも景山太郎裁判長から「パソコンは使わないようにお願いします」と言われたため、退出した。

実はその紙とペンで傍聴人がメモを取ることすら、裁判所はかつて禁じていた。「騒がしい」などという理由だった。しかし、米国人の弁護士が国を訴えた「法廷メモ訴訟」の一九八九年最高裁判決が「表現の自由を保障した憲法二一条の精神に照らし、尊重に値し、故なく妨げてはならない」と示し、解禁された。

金岡氏はこの最高裁判決に照らし、パソコンへの対応を批判する。「パソコンは早く、正確に記録でき、弁護士活動に必須。十年以上前から法廷でも使っているが、これまで止められたことはなかった」

納得いかず、五十万円の損害賠償を求めて国を訴えた。国はノートパソコンには通信や録音録画機能もあるとし、「被告や証人が心理的な圧迫を受けたり、文字を入力する音が進行の妨げになる恐れがある」と反論した。

変わらぬ裁判所「柔軟に調整を」

そもそも金岡氏のパソコンは録音、録画はできず、ネットにもつながっていなかった。なのに、一審の名古屋地裁は今年二月、国の主張をほぼそのまま認め、金岡氏の請求を退けた。

金岡氏は「裁判に弊害があるなら仕方ないが、静かに使っていた。被告の弁護人もパソコンに気付いていなかった。三十年前の『法廷メモ訴訟』から進歩がない。パソコン使用を止めた裁判長の話も聴かずに判決を出した。同僚をかばっている」と批判。控訴し、高裁で訴訟が続いている。

街を歩けば、スマホやタブレットなど電子機器を持っていない人がいない時代。裁判に差し障る恐れがあるからと、パソコンを規制するのは妥当なのか。

金岡氏は「音が耳に付かないか確認したり、メモ作成の範囲に限って許可したりするなど柔軟に調整すべきだ」と求める。

こちら特報部で最高裁の見解を尋ねたところ、広報課の答えは「傍聴席でのパソコンの使用を認めるかは、裁判所法などで定める法廷警察権に基づいて個々の事件を担当する裁判長が判断する。最高裁として回答する立場にない」とのことだった。

ほかの点でも、裁判所の情報公開は進んでいない。例えば廷内の撮影。八七年に報道機関の代表撮影が始まったが、開廷前の被告がいない時だけ。海外では重要事件の中継を認める国もあるのに、日本では検討される気配すらない。金岡氏は裁判所の姿勢を嘆く。

「開廷前に写真を撮ることで裁判を公開しているポーズをとっていること自体勘違いが甚だしい。裁判官が傍聴席に聞こえるように大きな声で話したり、別室での打ち合わせを安易にしないようにするなど、改善をすべきだ。公開への理解が足りていない裁判所全体の体質の問題です」

ニュースの追跡

貸与型奨学金の返済を促そうと、独立行政法人「日本学生支援機構」が昨年四月から、大学や短大、高専など学校ごとの延滞率公表

「大学・専門学校別の奨学金延滞率　飛び抜けて高い学校も」。日本学生支援

学校側は戸惑う。「この情報は高校の進学指導でも出ているはず。志願動向に

データの公表には強い反発も出ている。

日本私立大学教職員組合

☆塩干物（都庁調べ、1キロ）

		高値	安値
塩サケ（トキ）	北海道	1080	864
シラス干し	各地	1620	756
煮干し	各地	864	540
身欠きニシン	各地	1836	1404
開き干しサンマ	千葉㊈	200	54

◇生花（大田

▽菊（100本

神馬

銀座そばきり　もうすぐ20周年

教えたくない、でも教えたい必殺ネタ。東京トリビア